

検体持込時の注意事項

採水

- 法定 11 条検査（50 人槽以下）及び県細則検査は、消毒直前の処理水を採水して下さい。
- 水質汚濁防止法第 14 条に基づく検査は、排出水を採水して下さい。
また、大腸菌群数検査の採水も必要です。
- 大腸菌群数およびヘキササン抽出物質の検査は、専用容器に採水して下さい。

検体直接持込

原則として正午（土曜日は不可）までに持参して下さい。

ただし、福岡検査センターでは持込日の翌日が休日の場合は受付できません。

検体収集

各地区の収集場所に収集日の正午までに持参して下さい。

大腸菌群数の検査

持込日の翌日が休日の場合は受付できません。

さらに、福岡検査センターでは持込日の翌々日が休日の場合も受付できません。